

## 市有地売却公募要領

### 1. 公募の前提条件

- (1) 公募対象の市有地を、買受申請の先着順に、現状有姿（あるがままのすがた）で売却します。
- (2) 物件ごとの詳細は物件情報のとおりですが、所有権移転の時点における状態を優先します。
- (3) 公募は中止する場合があります。

### 2. 買受申請をできる方

個人及び法人で、公募の前提条件を承諾し、指定された期日までに売買代金を支払える方。ただし、次に該当する方は、申請をすることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- (2) 室蘭市税を滞納している者
- (3) 個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

### 3. 買受申請に必要なもの

- (1) 用地分譲申込書（共有名義とする場合は連名で、持ち分を付記してください。）
- (2) 室蘭市税の滞納無証明書または市税納付状況調査同意書
- (3) 個人は住民票抄本、法人は法人登記事項証明書（いずれも発行から3ヵ月以内）

### 4. 提出先

港湾部港湾管理課管理係

### 5. 契約の締結

- (1) 契約締結と同時に売買代金を即納する場合を除き、売買代金の10%以上で市が決定する額の契約保証金を納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当しますが、残りの売買代金は、契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければなりません。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りではありません。
- (3) 市が定めた契約書により、売買契約を締結するものとします。なお、市が保管する契約書には、買受人の負担で売買代金に応じた収入印紙が必要になります。
- (4) 契約内容は、必要に応じて公表の対象になります。

## 6. 契約の解除

次に該当するときは、契約を解除します。また、契約保証金は返還いたしません。

- (1) 売買代金を所定の期限までに完納しないとき
- (2) 契約者が契約の解除を申し出たとき
- (3) 契約者の責めにより契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき
- (4) 正当の理由がなく契約履行の着手を延ばしたとき
- (5) 契約の目的達成に当たり不正の行為があったとき

## 7. 所有権の移転等

- (1) 売買代金を全額納付したときに物件の所有権が買受人に移転します。
- (2) 所有権が移転したときに、引き渡しがあったものとします。(現地での引渡しは行いませんので、必ず事前に、現地を確認してください。)
- (3) 所有権移転の登記手続きは市が行いますが、登記に要する登録免許税は、買受人の負担になりますので、売買代金納付のときに、用意するものとします。

## 8. その他

本要領に定めのない事項は、地方自治法、その他関係法令、室蘭市諸規定の定めるところによります。

問い合わせ先

〒051-0022 室蘭市海岸町1丁目20番地30

室蘭市港湾部港湾管理課管理係（港湾部庁舎2階）

電話（直通）0143-22-3191